

現況届をお忘れなく!

児童扶養手当

特別児童扶養手当

受給要件を確認するため、毎年8月に現況届を必ず提出してください。

手続き 8月上旬に通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

提出期限 8月29日(金)

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のための手当です。

●対象

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身に一定の障害のある児童は20歳未満）を養育している父母もしくは養育者

- ・父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障害がある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・婚姻によらないで懐胎した児童
- ・棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

●支給額（平成26年4月1日現在）

年3回（4月・8月・12月）4か月分ずつ支給

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,020円	9,680円～41,010円
2人	1人の場合の月額に5,000円加算	
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円加算	

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

●対象

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者

●支給額（平成26年4月1日現在）

年3回（4月・8月・11月）4か月分ずつ支給

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	49,900円
2級（中度）	33,230円

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

✂（切り取り線）

アキラさんとまこと君 ふたりのオーケストラ

「入場整理券」申込書

※不要になった「入場整理券」は
お早めにお返しくささい。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233